

芸 西 村 議 会
会 議 録

令和8年 第2回 臨時会

(令和8年7月14日)

会 議 録 目 次

【第1日】 令和8年7月14日（火）

出席（欠席）議員・説明のため出席した者・事務局出席者	1
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 議案第26号 令和8年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について	2
日程第4 議案第27号 財産の取得について	3
日程第5 議案第28号 財産の取得について	4
日程第6 議案第29号 財産の取得について	4
日程第7 報告第4号 専決処分事項（損害賠償額の決定及び和解）の報告について	5

令和 8 年 第 2 回芸西村議会「臨時会」 議事日程

令和8年7月14日

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 議案第26号 令和8年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について

日 程 第 4 議案第27号 財産の取得について

日 程 第 5 議案第28号 財産の取得について

日 程 第 6 議案第29号 財産の取得について

日 程 第 7 報告第4号 専決処分事項（損害賠償額の決定及び和解）の報告について

招 集 年 月 日 令和8年7月14日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午後2時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千代子	○
7	岡 村 俊 彰	○				9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	教 育 長	山内 將利
総 務 課 長	長崎 寛司	会 計 管 理 者	高松 千恵	産 業 振 興 課 長	吉永 卓史
土木環境課長	山本 裕崇	企 画 振 興 課 長	池田 加奈	教 育 次 長	佐藤 大輔
総務課長補佐	手島 真由美	健康福祉課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	松井 久美
健康福祉課長補佐	松本 忠	産 業 振 興 課 長 補 佐	小松 司沙	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	新田 浩也		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和8年7月14日（火）

〔14：00 開会〕

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和8年第2回芸西村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本臨時会を通じて、5番安岡公子君、6番西笛千代子君を指名します。

《日程第2》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、会期の決定についてを議題にします。本臨時会の会期につきましては、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、会期は本日1日限りと決定しました。

《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第26号令和8年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

議案第26号令和8年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1ページをお願いします。

令和8年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ148万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9548万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年7月1日付の専決となります。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

75款5項、繰入金148万5千円増。

歳入合計 148 万 5 千円の増となります。

3 ページをお願いします。

歳出。

15 款 10 項、児童福祉費 148 万 5 千円増。

歳出合計 148 万 5 千円の増となります。

今回の補正は、芸西保育所 2 歳児室で使用している空調設備が故障し、設置から 23 年が経過しており、修理対応が不可能な状況のため、園児が安心して過ごせる環境を早急に確保するため、空調設備を入れ替える工事を実施したく、専決での補正予算とさせていただいたものです。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 26 号は原案のとおり承認することに決定しました。

《日程第 4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 4、議案第 27 号財産の取得についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

議案第 27 号財産の取得についてご説明いたします。

本議案の財産取得は、企業誘致用の土地に所在する建物を取得する財産の予定額が 700 万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、取得する財産。所在地、芸西村西分字一番沢乙 1273 番地 2、芸西村西分字一番沢乙 1273 番地 3。用途については居宅 1 件、軽量鉄骨造瓦ぶき二階建て、床面積 99.77 平方メートル。倉庫が 3 棟、鉄筋コンクリートブロック造、床面積 281.28 平方メートル。鉄骨造スレートぶき、床面積 101.91 平方メートル。鉄骨造鋼板ぶき、床面積 229.8 平方メートル。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額については 2803 万 9000 円、うち消費税及び地方消費税相当額が 254 万 9000 円。

4、契約の相手方については、高知県香美市土佐山田町 550 番 2、社会福祉法人ウエルプラザ理事長 楠目隆。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 27 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 5》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 5、議案第 28 号財産の取得についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

佐藤教育次長

○ 佐藤 大輔 教育次長

議案第 28 号財産の取得について説明します。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものです。

本議案の財産取得は、現在小学校及び中学校の児童生徒・教職員全員に整備しているタブレット型端末について、購入から 5 年以上が経過し切替え時期になるため、新型の端末に更新するものです。入札は、高知県が県内市町村の必要数を取りまとめ、一括してプロポーザル方式で実施しました。その審査で受注が決定した四国通建・エレパ共同企業体と当村の随意契約を締結するものです。

1、取得する財産、タブレット端末 319 台。

2、契約金額 1750 万 9910 円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 159 万 1810 円。

3、契約の相手方、四国通建・エレパ共同企業体。代表者、高知市比島町 2 丁目 4 番 33 号、四国通建株式会社高知支店長 畠中昭信。構成員、高知市南御座 2 番 12 号、株式会社エレパ代表取締役 上田哲也。

4、契約の方法、随意契約。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 28 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 6》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 6、議案第 29 号財産の取得についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

議案第 29 号財産の取得について説明します。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものです。

本議案の財産取得は、昭和 63 年に取得した伝承館の産業用圧搾機の経年劣化によるものです。契約は、使用者のニーズに沿った機械製作が可能な業者と随意契約するものです。

1、取得する財産、産業用圧搾機 1 台。

2、契約金額 1067 万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 97 万円。

3、契約の相手方、鹿児島市宇宿 2 丁目 6 番 25 号、株式会社マツオ代表取締役 別枝泰孝。

4、契約の方法、随意契約。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 29 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 7》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 7、報告第 4 号専決処分事項（損害賠償額の決定及び和解）の報告について。

村長よりお手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、専決処分の報告が提出されております。この際、報告についての説明を求めます。

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

報告第 4 号専決処分事項（損害賠償額の決定及び和解）の報告について説明いたします。

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

1、事故発生の日時、令和 8 年 3 月 27 日午前 8 時頃。2、事故発生の場所、高知市五台山 1736 番地 1、高知市東部総合運動場駐車場内にて。3、損害賠償の相手方及び損害物件、安田町のバス車両でございます。4、損害賠償の額 49 万 9220 円。過失割合は、村が 100%でございます。5、事故の概要。令和 7 年度に締結いたしましたふれあいバス運行委託契約において、高知市東部総合運動場での送迎終了後、駐車場内のバスレーンへ駐車を行う際、委託先事業者の運転手による運転操作の不備により、隣接して停車していた安田町の車両へ接触する事故が発生し、相手車両を破損させたものです。なお、幸いにも本件による人的被害はございませんでした。

今後におきましても、本件を重く受け止め、引き続き委託事業者に対する指導監督を徹底し、安全管理体制の強化と再発防止に努めてまいります。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で報告を終わります。

《閉会》

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第 8 条の規定により、令和 8 年第 2 回芸西村議会臨時会を閉会します。

〔14：16 閉会〕